

# 川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託 仕様書

## 1 件名

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託

## 2 目的

市民の行動変容による CO2 削減貢献量について、正確な算定を行った具体的数値で示すとともに、その数値を用いた情報発信を行い、市民・事業者の行動変容を促進し、市域全体の脱炭素ライフスタイルの普及拡大を目指す取組として、「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を実施する。

この取組は、脱炭素に資する製品・サービスの社会実装を目指す上で、個人と企業の接点として重要な役割を果たす環境に配慮した「消費行動」にアプローチすることで、個人と企業の行動変容・取組促進を促すもので、具体的には、市民・事業者双方の脱炭素行動による CO2 削減貢献量をライフサイクル全体で可視化し、貢献している個人と企業の取組領域も具体的に示すことで、個人の行動がライフサイクル全体で大きな CO2 削減貢献量に繋がることを目的とする。

## 3 履行場所

川崎市内

## 4 履行期限

契約を締結した日～令和8年2月28日

## 5 業務概要

本市が別途提示する「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」事業概要で示す3つのスキーム（以下「市イベント等」という）に基づき、業務支援を行う。

事業概要	回数・期間等	備考
① 地元スポーツチームと連携したイベント事業	2回	イベント初回時及び最終時を想定
② 市が直接実施するイベント事業	2回	みんなの川崎祭・多摩区民祭を想定
③ 公共施設における拠点回収事業	1か月間程度	4箇所での実施を想定

## 6 業務内容

### (1) 市イベント等への支援

ア 環境アクションの関心を引くための広報・PR支援及び市イベント等の支援

・広報は、川崎市が中心となって行うことを想定する。

・市イベント等において、古着類の回収やリサイクルステーションにおける分別について、脱炭素戦略推進室が保有する SNS や市 HP、富士通株式会社（以下「協力事業者」という）が開発した環境アプリ「Green Carb0n Club」（以下「環境アプリ」という）等を元にどのような広報が効果

的か企画し、広報の支援を実施すること。情報発信をする際に必要となるイラスト等は適宜提供すること。

- ・環境アプリを活用した広報手法については、環境アプリ自体のインストール促進も提案・実施すること。実施にあたっては、協力事業者にも意向を適宜確認すること。

- ・市イベント等にて実施するアンケート調査の項目等について、助言やアドバイス等支援を行うこと。

- ・市イベント等にて使用する広報用掲出物（看板等）を作成すること。広報用掲出物については、発注者と相談の上作成すること。

- ・5の表<sup>1</sup>及び<sup>2</sup>については、発注者と調整の上、市イベント等（実施当日含む）に係る業務支援を実施すること。

※環境アプリ「Green Carb0n Club」の紹介

<https://carb0n-club.com/>

イ 環境アクションに協力し、アンケートへの回答を行った参加者に対するインセンティブ（グッズ等）の制作

- ・市イベント等にて実施する、古着類の回収やリサイクルステーションにおける分別を実施し、アンケートへの回答を行った参加者に対するインセンティブ（グッズ等、200点程度）を提案し、制作すること。

- ・インセンティブ（グッズ等、200点程度）については、幅広い世代に受け入れられるデザインを発注者と相談し制作すること。

- ・インセンティブ（グッズ等、200点程度）については、既存商品などの活用も可能とする。既存商品については、発注者に適宜相談し確認すること。なお、商品の決定はイベント等実施前（9月末まで）に発注者と調整の上確定すること。

ウ 市イベント等参加者向けの啓発物品の制作

- ・市イベント等参加者向けの啓発物品（2,000個程度を想定）も別途提案・制作すること。発注者に適宜相談し確認すること。

- ・納品については、10月17日を目途に調整すること。

エ インセンティブ（グッズ等）の提供方法の提案及び実施

- ・イにて制作等したインセンティブ（グッズ等）の提供について、市イベント等で、古着類の回収やリサイクルステーションにおける分別及びアンケートへの回答を行った参加者に対して、提供する方法（抽選等）を提案し、実施すること。なお、可能な限り環境アプリとの連携を提案すること。

(2) 市民・事業者の行動変容促進するための戦略立案

市イベント等にて実施したアンケート調査等の結果を踏まえるとともに、発注者及び協力事業者

と意見交換しながら、市民・事業者の行動変容を促進するための戦略を立案すること。

### (3) 全体管理

#### ア 定期打合せの実施

発注者との打合せ（対面・非対面を問わない）を適宜実施し、助言、提案等の支援を実施すること。このほか発注者が必要と判断した場合、打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

#### イ 報告書の作成

履行期限満了後速やかに、業務実施報告書を提出すること（PDF形式）。

## 7 その他

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受注者は適宜、業務の進捗状況について発注者に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (3) 本業務に係る必要な人員、物品、会場等については、受注者が用意すること。
- (4) 受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 発注者から貸与する個人情報及び機密に属する情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、受注者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとする。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX 等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (6) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (7) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受注者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (9) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受注者が確認すること。
- (10) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。
- (11) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。
- (12) 本業務委託については、「環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業）」を活用する。